

内部監査の実施状況について

(平成 29 年 2 月 13 日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる（じられた）措置
局各課室 (6 課 4 室)	平成 28 年 11 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費の請求を 2 か月以上行っていないものがあつた。(1 課) ・超過勤務命令簿等に処理誤り等があつた。(1 課) ・旅行命令簿等の事務処理に誤り等があつた。(2 課) ・育児時間承認申請書の事務処理に誤りがあつた。(1 課) ・休暇簿等の事務処理に誤り等があつた。(3 課) ・公用外出簿の未記載があつた。(1 課) ・週休日等の振替等命令簿の事務処理に誤りがあつた。(1 課) ・情報セキュリティの確保が十分ではなかつた。(1 課・1 室) 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長から旅行者への早期の書類の提出を指導し、局総務課へ旅行計画書を早期に提出させた。 ・各規程等に基づき適正に記載され整備された。 ・各規程等に基づき適正に記載され整備された。 ・各規程等に基づき適正に記載され整備された。 ・各規程等に基づき適正に記載され整備された。 ・公用外出簿の記載を行った。 ・各規程等に基づき適正に記載され整備された。 ・保有個人情報記載文書交付、送付時等における漏えい対策や外部記録媒体の管理

				を徹底させた。
那覇労働基準監督署 他 4 署	平成 28 年 10 月 14 日から 平成 28 年 11 月 11 日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇簿等の事務処理に誤り等があった。(2 署) ・勤務時間管理者の出退勤の管理に不備があった。(1 署) ・旅行命令簿等の事務処理に誤り等があった。(1 署) ・暴力行為や防災等に対する安全確保対策が十分でなかった。(1 署) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各規程等に基づき適正に記載され整備された。 ・所属長に対して勤務時間管理者の勤務状況を把握させた。 ・各規程等に基づき適正に記載され整備された。 ・緊急連絡先や火気責任者を掲示させた。
那覇公共職業安定所 他 4 所	平成 28 年 10 月 13 日から 平成 28 年 11 月 8 日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・小切手振出等の事務処理に誤りがあった。(3 所) ・旅行命令簿等の事務処理に誤り等があった。(2 所) ・勤務時間の管理が十分でなかった。(1 所) ・超過勤務命令等に関する事務処理に誤り等があった。(2 所) ・重要物品の管理が十分ではなかった。(1 所) ・暴力行為等に対する安全確保対策が十分でなかった。(2 所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小切手振出等事務取扱規程に基づき、適正に処理された。 ・各規程等に基づき適正に記載され整備された。 ・勤務時間管理者及び所属長に対して適正に労働時間を把握させた。 ・各規程等に基づき適正に記載され整備された。 ・重要物品に品目表を貼付した。 ・緊急連絡先を掲示させた。